**大阪府少年サポートセンターにおける大学の学外実習の受入に関する要領**

大阪府少年サポートセンター（以下「センター」という。）における大学の学外実習（以下「実習」という。）の受入に関し、必要な事項について、以下のとおり定める。

（実習受入対象者）

第１条　実習の受入対象者は、次に掲げる事項にすべて該当する者とする。

（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（以下「大学」という。）に在籍する学生

（２）実習成果を今後の教育研究活動に反映できる能力及び資質を有するとともに、

実習を積極的に行う意思を有する者

（３）第７条に規定する法令等遵守事項を遵守できる者

（実習内容・受入人数）

第２条　実習の内容はセンターが行う非行少年の立ち直り支援業務の補助とし、受入人数については、センターで受入可能な範囲内とする。

（実習場所）

第３条　実習を行う者（以下「実習生」という。）が実習期間中に実習を行うセンター（以下「実習場所」という。）は、大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課長（以下「青少年支援課長」という。）が指定するところとする。

（報酬等）

第４条　大阪府は、実習生に対して、報酬・賃金、居住地から指定した実習場所間の交通費、食費及び傷害保険・賠償責任保険料、その他実習に伴ういかなる経費も負担しない。ただし、実習の監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指示による他の実習を行う場所への移動に伴い生じる交通費については、この限りでない。

（実習期間）

第５条　実習期間は、原則として７月から翌年３月までの間で青少年支援課長が指定する。

（実習日時）

第６条　実習日時は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前９時３０分から午後６時の間で青少年支援課長が指定する。ただし、必要と認める場合には、実習日時を別途指定・変更することができる。

（法令等遵守事項）

第７条　実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

２　実習生は、実習時間中、法令等に従わなければならない。また、青少年支援課長、実習担当者及び実習生が在籍する大学（以下「実習生在籍大学」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

３　実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

４　実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に青少年支援課長の承認を得なければならない。

５　実習生は、病気等のため予定していた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者に連絡しなければならない。事故等によりやむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者に連絡しなければならない。

（実習の受入依頼及び決定）

第８条　在籍する学生の実習を希望する大学（以下「実習希望大学」という。）は、事前に依頼書を青少年支援課長に提出しなければならない。

２　青少年支援課長は、実習生の受入可否を決定し、実習希望大学に通知するものとする。

３　青少年支援課長は、受入可否を決定するために必要な実習生に関する情報を実習希望大学に請求することができるものとする。

（誓約）

第９条　実習生は、別途定める誓約書を、事前に青少年支援課長に提出しなければならない。また、実習生在籍大学は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

（実習の中止）

第１０条　青少年支援課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

（１）実習生が第７条に規定する法令等遵守事項に従わない等実習生の責により実習を継続することが困難である場合

（２）実習を継続することによりセンターの業務に支障が生じ、又はその恐れがある場合

（３）実習の目的を達成することが困難である場合

２　青少年支援課長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を実習生在籍大学に通知するものとする。

（責任負担等）

第１１条　実習生在籍大学及び実習生は、実習中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

２　実習生在籍大学及び実習生は、実習中の事故に関して、自らの責任において対応しなければならない。

３　実習生在籍大学及び実習生は、実習生の行為により、大阪府又は第三者に対して損害を与えた場合の賠償等について、連帯して責任を負わなければならない。

（雑則）

第１２条　この要領に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則

　この要領は、平成２５年　４月２６日から実施する。

この要領は、令和　２年　８月２８日から実施する。

この要領は、令和　４年　６月　１日から実施する。

この要領は、令和　７年　４月　１日から実施する。